

一般財団法人日本救急医療財団 研修教育事業委員会規程

(設置及び目的)

第1条 本財団に、厚生労働省の研修教育に関する委託事業（以下「委託事業」という。）を適正かつ、円滑に実施するため、研修教育事業委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(通則)

第2条 委託事業の実施については、厚生労働省が別に定める実施要領等によるほか、この規程の定めるところによる。

(組織)

第3条 委員会は、委員（10人以内）及びオブザーバーをもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、学識経験のある者のうちから、理事長が委嘱する。

2 委員の任期は2年とし、再任はさまたげない。ただし、任期は原則として3期までとし、補欠の委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

(オブザーバー)

第5条 委員会にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、関係行政機関の職員及び委員会の目的を達成するための専門的な知識または経験を有する者とする。

3 オブザーバーは、委員長の求めに応じて委員会に出席し、専門的見地から審議に関する助言または協力を行うものとする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長および副委員長を置き、委員のうちから理事長が委嘱する。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、必要に応じて小委員会を設け、課題等について審議させることができる。

(委託事業)

第8条 委員会は、次に掲げる委託事業について調査審議する。

(1) 救急医療業務実地修練事業

(2) その他の委託事業

(実施計画等)

第9条 委員会は、前条に定める委託事業について実施計画を作成し、次に掲げる事項を定める。

(1) 研修計画及び教科に関すること

(2) 講師及び教材に関すること

(3) その他委託事業の実施に必要な事項

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、研修研究部において処理する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な細則は、理事長が別に定めることができる。

(施行期日)

第12条 この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成13年3月15日から施行する。ただし、厚生労働省の設置に伴う改正部分については、平成13年1月6日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成17年11月15日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成26年6月16日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成28年5月31日から施行する。

附 則

この規程の改正は、令和4年5月31日から施行する。